

## 第7章 産業廃棄物業務の状況

### 1 中核市移行に伴う廃棄物事務の権限移譲

本市は、平成27年（2015年）4月に都内初の中核市へ移行した。総務省によると中核市への権限移譲については「政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市がすることに比して効率的な事務を除き、中核市に対して移譲するもの」とされている。本市においては、東京都から1,261項目の事務が移譲され、そのうち、産業廃棄物（表7-1）の業の許可や立入検査、産業廃棄物排出事業者に対する規制・指導、PCB廃棄物の保管に関する監督・規制・指導など、廃棄物関連の事務は225項目となる。

これまでの一般廃棄物に関する事務に加え、産業廃棄物に関する事務を市で担うこととなり、市内全ての廃棄物について、市が直接、指導・監督を行うこととなった。このことより、市民や事業者からの様々な問い合わせに対し、ワンストップサービスの提供や、きめ細かな対応が可能となり、より一段と市民の生活環境に配慮した廃棄物事務を行う事が可能となった。

### 2 東京都から移譲された主な業務

#### (1) 廃棄物処理業者に対する許可・審査、規制・指導

- ・産業廃棄物処理業の許可
- ・一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可
- ・産業廃棄物処理業者に対する立ち入り検査や行政処分

#### (2) 市内の廃棄物排出事業者の規制・指導

- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の受理
- ・多量排出事業者により提出する産業廃棄物処理計画等の受理
- ・産業廃棄物排出事業者に対する指導・立入検査

#### (3) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の促進や周知

- ・事業者からのPCB廃棄物の保管及び処分状況届出書の受理
- ・事業者のPCB廃棄物の保管及び処分の状況把握、監視・指導

表 7-1：産業廃棄物の種類（全 20 品目）

	種 類	具 体 的 な 例
あ ら ゆ る 事 業 活 動 に 伴 う も の	燃え殻	焼却炉の残灰などの各種焼却かす、活性炭
	汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など
	廃酸	廃写真定着液など
	廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など
	廃プラスチック類	発砲スチロールくず、合成繊維くずなど
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属
	ガラスくず、 コンクリートくず及び 陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、タイル、石膏ボードなど コンクリート製品製造工程からのコンクリートくず
	鋳さい	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭など
排 出 業 種 等 が 限 定 さ れ る も の	がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片
	ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設によって、集めたばいじん
	紙くず	以下の業種から発生する紙くず 建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、 パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、 製本業、印刷物加工業
	木くず	① 以下の業者から発生する木くずなど 建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、 木材又は木製品製造業（家具製品製造業）パルプ製造業、 輸入木材卸売業、物品賃貸業 ② 貨物の流通のために使用したパレット
	繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず 建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、 衣服その他繊維品製造業以外の繊維工業
	動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜など
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用 した動物や植物に係る固形状の不要物（魚や獣のあらなど）
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、めん羊、にわとりなどのふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	汚泥のコンクリート固形化物など、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、 上記のいずれにも該当しないもの	

### 3 産業廃棄物対策

#### (1) 産業廃棄物処理業等の許可状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可（表7-2）、また「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、自動車リサイクルの登録・許可を行った。（表7-3）

表7-2：産業廃棄物処理業許可業者数（平成31年（2019年）3月31日現在）

単位 [者]

産業廃棄物 収集運搬業	特別管理産業 廃棄物収集運搬業	産業廃棄物 処分業	特別管理産業 廃棄物処分業	計
34	3	30	1	51

※業の兼務があるため、合計は一致しない。

※産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業には積替え保管を含む。

表7-3：自動車リサイクル登録・許可業者数（平成31年（2019年）3月31日現在）

単位 [者]

引 取 業	フロン回収業	解 体 業	破 碎 業	計
115	15	4	0	116

※業の兼務があるため、合計は一致しない。

#### (2) 産業廃棄物の排出状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、排出事業者から「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（表7-4）を、多量排出事業者から「産業廃棄物処理計画書」及び「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」（特別管理産業廃棄物を含む）（表7-5）を報告させた。

表7-4：産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（平成30年度（2018年度））

管理票の種類	報告書 [ 件 ]	管理票交付 [ 枚 ]	廃棄物委託量 [ t ]
紙	1,630	98,725	211,061
電子	4,212	125,080	142,501
計	5,842	223,805	353,562

※報告書は平成29年度（2017年度）実績に基づく。

表 7-5 : 産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書

単位 [件]

区 分		計 画 書	報 告 書
産 業 廃 棄 物	建設業	36	42
	その他	8	9
	計	44	51
特別管理産業廃棄物	医療業	6	6
	その他	4	5
	計	10	11

※計画書は平成 30 年度（2018 年度）計画、報告書は平成 29 年度（2017 年度）実績に基づく。

### (3) PCB 廃棄物における適正処理の促進と周知

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB 廃棄物を保管している事業者には「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」を、「PCB 適正管理指導要綱」に基づき、PCB 廃棄物を使用している事業者には「使用中の PCB 製品の使用状況報告書」を報告させた。

表 7-6 : 主な PCB 廃棄物の保管及び使用状況（平成 30 年度（2018 年度））

区 分	廃 棄 物 及び使用製品量
トランス類	2,970 台
コンデンサ類	631 台
安定器	12,245 個
油	31,976 kg
汚染物等	620 kg
小型機器等	94 台
その他	5,698 kg

※汚染物等……………汚泥、ウエス等で PCB に汚染された廃棄物

※その他……………分析用サンプル等

※報告書は平成 29 年度（2017 年度）実績に基づく。

## (4) 不適正処理・保管に対する指導状況等

廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査やパトロールを行った。不適正保管や野焼きなどの不適正処理の改善を図り、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上につなげた。

表 7-7：立入検査等の実績（平成 30 年度（2018 年度））

指 導 区 分	件 数 [ 件 ]
排出事業者	34
一般廃棄物処理業者	3
産業廃棄物処理業者	23
自動車リサイクル登録・許可業者	0
不法投棄	197
不適正保管	381
野焼き	75
解体	121
PCB 保管事業者	73
その他	171
計	1,078

<memo>